

令和3年度第3回習志野市社会教育委員会議 会議録

1 日 時：令和4年2月15日（火）午後1時30分から午後3時00分まで

2 開催場所：習志野市庁舎5階委員会室

3 出席者

【委員】：澤田 弘 委員長、田尻 正代 副委員長、村瀬 富彦 委員
合志 久恵 委員、三浦 久美 委員、三代川 誠一 委員
中台 雅之 委員、土井 浩信 委員

【出席職員】：小熊 隆 教育長、塚本 将明 生涯学習部長
上原 香 生涯学習部次長、藤原 友哉 社会教育課長
三橋 智 生涯スポーツ課長、河栗 太一 中央公民館長
岡野 重吾 中央図書館長、江住 敏也 青少年センター所長
越川 智子 総合政策課長
長谷川 信二 生涯学習部主幹（生涯スポーツ課）
石橋 寛 社会教育課管理係長
濱崎 芳信 総合政策課主査
谷澤 朋存 社会教育課副主査
宮城 利奈 生涯スポーツ課主任主事

【傍聴者】：5人

4 会議内容

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 協議

- (1) 習志野文化ホール再建設に係る基本構想（案）について
- (2) 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針（案）について
- (3) 生涯学習施設改修整備計画の見直しについて
- (4) 指定管理者制度の更新について（新習志野公民館）
- (5) 令和4年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について

第4 報告

- (1) 令和4年度生涯学習部予算（案）の概要及び主要施策別重点事業について
- (2) 指定管理者の指定について（東習志野図書館、新習志野図書館及び谷津図書館）

第5 その他（事務連絡等）

5 配付資料

- (協議 1) 習志野文化ホール再建設に係る基本構想 (案)
- (参考資料 1) 文化ホール再建設検討に関するヒアリング
- (参考資料 2) 習志野文化ホール及び類似施設調査に基づく考察
- (参考資料 3) 過去 10 年間の習志野文化ホール利用実績一覧
- (参考資料 4) 市民利用中心か興行利用中心かによるホール利用実績及び建設上の影響
- (参考資料 5) 習志野文化ホールを軸とした「音楽のまち習志野」の市民等の文化芸術活動について
- (参考資料 6) パイプオルガン・オーケストラピットの使用実績
- (参考資料 7) 近隣各市の取組み状況
- (協議 2) 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針 (案)
- (協議 3) 生涯学習施設改修整備計画における各施設の改修整備方針の見直し(案)
- (協議 4) 指定管理者制度の更新について (新習志野公民館)
- (協議 5) 令和 4 年度社会教育関係団体に対する補助金 (案) について
- (報告 1-1) 令和 4 年度生涯学習部予算 (案) の概要 (歳出)
- (報告 1-2) 令和 4 年度習志野市教育行政方針 (案) に基づいて具体的に
取り組む事業
- (報告 2) 指定管理者の指定について (東習志野図書館、新習志野図書館、
谷津図書館)

6 議事内容

第 1 会議録の作成等

協議 (4) 「指定管理者制度の更新について (新習志野公民館)」、協議 (5) 「令和 4 年度社会教育関係団体に対する補助金 (案) について」及び報告 (1) 「令和 4 年度生涯学習部予算 (案) の概要及び主要施策別重点事業について」の 3 件については、議決により非公開とすることに決定し、議事の進行上、協議 (1)、協議 (2)、協議 (3) 及び報告 (2) を議題とした後、日程 5 「その他」を行い、最後に非公開事項の協議 (4)、協議 (5) 及び報告 (1) を行うことについて、議決により決定した。

また、会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することを決定した。

第 2 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名について、三浦委員と三代川委員を指名し決定した。

第3 協議

協議（1）習志野文化ホール再建設に係る基本構想（案）について

澤田委員長：

協議（1）習志野文化ホール再建設に係る基本構想（案）について、事務局から説明をお願いします。

越川課長：

文化ホール再建設を所管する政策経営部総合政策課より説明させていただく。

2月4日付けで「習志野文化ホール再建設に係る基本構想（案）」について、市長より教育委員会宛てで、ご意見を求める文書を発出しており、後日、文書にて回答をいただく予定となっている。本案は、教育委員会事務局を含む庁内検討会議にて原案を作成したのち、昨年8月から3回にわたり、建築、音響の専門家、芸術文化団体や学校等、現ホールの利用者代表など8名の委員で構成する「習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会」にてご検討いただき、ご意見に基づき構想案の修正を図ってきた。本構想案についてご意見をいただくにあたり、概要を説明させていただく。

なお、基本構想段階では、舞台設備や諸室、費用の積算や仕様の決定について調整を要する点が多く、課題が残るため、一定程度前広な記載としている。

3ページまでに、基本構想の背景として、ホールの歴史、事業者による再開発の検討、老朽化による再整備検討の必要性等を記載している。

4ページに基礎的条件を整理している。（1）ホールの設置理念・特徴として、イ. 市民の意向では、平成30年度の市民意識調査結果や学校をはじめとした利用団体等これまで38者43人の関係者に各1時間程度、インタビュー形式で実施した個別ヒアリングにおいて多く寄せられた、音の響きの維持などの概要を記載している。

5ページにウ. 現文化ホールの運営状況及び備える権利を記載している。コロナ禍前の近年のホールの稼働率は7割以上であり、そのうち6割以上が学校、文化団体などの市民による利用であり、近年の運営平均予算は約1億4千800万円となっている。本市は現在地に土地を所有しておらず、約300㎡の借地権と約2,100㎡の使用借権を持ち、建物においては約7千㎡の区分所有権を有している。現段階では区分所有権者は本市を含め2者のみであるが、本市の所有面積は全体の7%であるなど、権利は大きくない。エ. 現ホール及び類似施設に係る調査結果について、平成30年度に実施した類似施設調査から算出した事業費は、あくまでも概略での試算ではあるが、100億円規模にのぼることも想定され、多額の一般財源の支出と長期にわたる毎年数億円規模の債務の償還が想定されることから、本市の行財政運営においても大きな影響が見込まれる。

5ページ下部から6ページにかけて、これらに対する、オ. 本市の考え方を記載して

いる。現ホールは、多目的ホールでありながらも、利用者からの音の響きに対する評価が高いという特徴があり、市民利用が中心となっている。ホール設置時の理念については現在においても変わらず、これを踏襲したいと考える。このことを踏まえ、【設置理念】は「市民生活を豊かにする、音楽をはじめとした演劇、舞踊、邦楽など、演じる、観るといった、市民の多様な文化芸術活動を支える多目的機能を備えた、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場」、【特徴】としては、多くの方に高い評価をいただいていることから、「音の響きを重視した」ホールとし、(2)基本方針では、1,200から1,500席規模、将来世代に過度な負担を先送りしないよう事業費の圧縮に努める旨を記載している。座席数は、現状1,475席であるが、多くの市民利用団体にとって1,500席を埋めることは容易なことではないと推察され、検討専門委員会においても、利用者団体代表よりご意見をいただいた。平成27年度から3か年の観客動員数による割合を見ると、現状座席数より約2割減の1,200人未満の公演の割合は65%、約1割減の1,350人未満の公演は81%である。なお、1,350人以上の観客動員があった公演は19%であり、多くは興行利用が占めており、市民利用という中では、習志野高校、谷津小学校や市外の学校定期演奏会、混成合唱団などがある。総武線沿線の各公共ホールについては、近年、席数に変化が生じてきており、2,000席規模であった市川市文化会館が今年度までの大規模改修で200席程度減らす一方、1,000席の千葉市民会館が今後の建替で千葉駅直結地にて500席増加させる、というように、近隣では習志野文化ホールのみであった1,500席規模に近づくホールが増え、将来的に競合することも想定される。また、関係者ヒアリングにおいて、座席の前後間隔の拡大や舞台の拡張についてもご意見をいただいております。公共施設再生における総量圧縮の考え方や音の響きを重視するワンスロープの客席形状の継承等も考慮する中で、基本方針として1,200席から1,500席規模としているものである。

9ページの3. 施設計画の検討(2)課題の解消・改善として、ヒアリングにおいても多くの関係者からご意見をいただいたバリアフリー化、トイレの改善、座席の改善・形状、搬出入口の改善等を記載している。

16ページに(6)引き続き検討が必要な事項として、ア. ステージ形式については、関係者ヒアリングでは、ほぼ全ての方が現状と同じ舞台幕や袖のあるプロセニウム形式を望んでいることから、同形式での整備としている。イ. パイプオルガンについては、県内の公共ホールでは唯一の設置となっており、過去5年の平均利用実績において、年間本番使用が13回程度である。関係者ヒアリングでは、再設置について見解は二分されている状況であった。メンテナンス事業者からは、これほどの規模の移設は国内でも例がないのではとのこと、作業にはドイツから技術者を招聘し、対応することが必須であり、長いパイプは6m程度あり、変形を防ぐため保管に工夫を要する。外部倉庫の確保及び保管料もかかることから、市内公共施設内で保管が可能か検討を要する。なお、費用については保管を含めない中で約1億2千万円が見込まれる。再設置については、

検討専門委員会での意見を踏まえ、将来世代も含めた継続的な保有に係る財政面からの検討を要することのほか、目標金額を設定するクラウドファンディングの実施等、さらに検討を進めることとしている。

17 ページのエ. 緞帳について、現在の緞帳は、本市の郷土の芸術家である時田直善画伯の原画による、京都で制作された西陣織のものである。関係者ヒアリングでは、大多数の意見は必須、必要というものであり、特に学校関係者、音楽以外の団体からは、絶対に必要との声が寄せられている。設置費用の比較も鑑み、本案では現状の緞帳を再利用することとした。なお、費用は約2千万円が見込まれる。

18 ページのオ. オーケストラピットについては、普段客席として使用しているスペースの舞台側の座席を外して床を周りの客席面より一段低くし、オーケストラが入って演奏するもので、設置工事費は8千600万円が見込まれている。直近5年間において、本来の目的での使用がないこと、メンテナンス等ランニングコストも鑑み、本案においては設置しないこととしたが、現状、舞台の拡張のために使われているケースがあることから、舞台そのものの奥行きを拡げる検討を行うこととした。

20 ページの4. 敷地候補地の検討として、文化ホールの立地条件については、昨年度において今後の方向性として「再開発事業の諸条件及び経済情勢の変化によっては、方向性を見直すこと」としながらも、JR津田沼駅南口地区に再建設することとして、事業者と交渉を行っている。しかしながら、検討専門委員会において「旧庁舎跡地への建設との比較検討をしてはどうか」とのご意見をいただいたことから、両敷地の比較検討を記載しているものである。①は、現在地であるJR津田沼駅南口、民間商業施設との複合による再建設である。こちらの敷地には、メリットとして大きく3点ある。1点目は、市の表玄関に立地することによる、文教住宅都市であり“音楽のまち”である本市のまちづくりブランディングの意義、2点目は、市内最大の商業エリアのポテンシャルを高め、まちの賑わい等が期待できる経済効果、3点目は、JR総武線直近の交通結節点という立地における広域的な集客による魅力的な興行の誘因要素などである。一方、デメリットとしては、当該地に市は、土地の所有権を持っていないこと、市が権利床以上に必要な床がある場合には、この不足分を事業者の保留床から取得することになるため、整備手法にかかわらず、相応の費用負担が必要となる。また、事業者の都合により、工事の着手時期や工期等の影響を受けることになるとともに、数十年後に再び商業施設の建替により、再建設が必要となる可能性がある。

一方、21 ページの②旧庁舎跡地については、メリットとしては、市内各地域からの公共交通アクセスの至便さ、将来的に幹線道路からのアクセスが可能なほか、工事着手時期を市の判断でコントロールでき、一定程度の工期短縮が望めるほか、市の意思で運営・修繕・将来の建替が可能であり、他の権利者の意向に左右されることがない。また、保留床の取得費用が不要となる事から、現在地より事業費の低減が見込まれる。一方、デメリットとしては、本市の都市計画において、当該地は第二種住居地域であり、現状に

においてホールの建設はできない。建設を行うには各種法令に基づく、関係機関との十分な協議・調整などが必要となり、このことについては検討を要する。また、鉄道駅からホールまでの徒歩距離が現在より長くなるとともに、JR総武線快速停車駅直近という好条件の消滅により、興行の誘因条件・収益性の低下も懸念される。さらに、自家用車での来場者が増加し、駐車場の不足が懸念されること、市役所来庁者が駐車できなくなることが懸念される。また、商業施設との合築ではなく駅までの動線上に商店街がないことから、JR駅前に比べ経済効果は限定的と推察される。

23 ページには、これらを立地条件による比較検討一覧表に整理している。なお、「工期・閉館期間」は、座席数等、施設条件が確定していないため、工事規模が未定であることから、あくまでも仮定ということにはなるが、通常、市が大規模な公共施設を建設する場合、建物の基本構想に基づく、基本計画、基本設計、実施設計に3年間程度を要する。また、旧庁舎跡地の場合、現状の都市計画では建設できないため、建設を行うためには各種法令に基づく、関係機関との協議・調整等手続きを行う必要がある。この他、公共発注の工事においては、契約や議会等所定の手続きが別途必要となる。これらの期間を含め、建物の内容によるが、旧庁舎跡地の場合、単純にホール単体のみと考えると、着工から竣工までに3年半程度として、現時点では全体で6年半程度を要するものと見込んでいる。一方、①のJR津田沼駅南口は、民間事業者の工事となり、令和7年度以降に建物の解体着手を予定しているということであり、解体に1年、建設に4~5年程度かかると聞いており、全体で5年から6年程度を要するものと考えことから、②の工期短縮期間は実質1年から1年半程度となるのではないかと推察する。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

三浦委員：

23 ページの案①JR津田沼駅南口に建設した場合、令和7年度から解体に着手する予定となっているが、それは文化ホールだけではなくモリシア全部を解体するということか。

越川課長：

令和7年度以降に解体に着手すると事業者から聞いており、モリシア津田沼ビルそのものの解体と伺っている。

三浦委員：

マンション建設という話も聞いているが、この話とはまた別の話か。

越川課長：

私どもは再開発全体を所掌している部署ではないため担当部署が違う話にはなるが、この文化ホールの建物については、マンションとは関係ないものと認識している。

合志委員：

14 ページの 11 番に記載のある「将来の施設機能、需要等の変化にも柔軟に対応できる計画とします」とは具体的にはどういったことを想定されているか。

濱崎主査：

具体的な性能について何か決まっているわけではないため、今後も必要な設備等、いろいろなことを聞きながら、また新しい技術等の導入も含めて検討していくという記載となっている。

越川課長：

14 ページの 11 番の記載については、タイトルどおりあくまでも「電気設備・機械設備」についての内容ということである。

合志委員：

膨大なヒアリングをされている中の、参考資料(2)の 32 ページ③習志野文化ホールの利用経験の部分で、「利用したことがあるが1年以上前」が約 50%、「利用したことがない」が約 25%で、市民の大半の方は日常的には利用されていないとも考えられる。私も日常的な利用をしているわけではないので、その立場から 3 点、意見を述べさせていただく。

1 点目として、防災機能等を含むフリースペースについてである。参考資料(2)の 31 ページの②で、どういったものを JR 津田沼駅周辺に必要な施設・機能として望んでいるかという項目を見ると、6 番のホールの必要性を感じている方は 6%しかいない。ただ、ホールが機能として兼ねられる場所として、12 番の地域交流施設、13 番の休憩場所、14 番の防災機能、16 番のにぎわい創出スペースなどがあると考えられる。32 ページの⑤で、ホールに設けてほしい施設という中にも、多目的スペースやレストラン・カフェなどの滞在することができる場所を挙げられている方が多かった。こういったアンケート結果を踏まえると、鑑賞あるいは発表する場としてのホールではなく、例えば帰宅困難者を受け入れる臨時スペースや、新型コロナウイルスなどの感染症が発生した際のワクチン接種会場として利用できるなど、防災機能を含むスペースがあれば、普段利用されない方にもご理解いただきやすいのではないかと考える。プラッツ習志野の市民ホールにおいては、出入口が一つしかないため換気が難しいということも伺った。将来の様々なことを想定することも大変難しいと思うが、行政が管理するホールだからこそ

できる、ロビーやホワイエの柔軟な活用を考えていただければと思う。

2点目は、利便性の確保についてである。交通が不便だということは、年に数回しか利用されない方にとってはマイナスに感じやすいポイントであると思うので、普段利用されない方にとって少しでもマイナスポイントにならないということを考えていくのが良いと思う。アンケートでは、普段使われない方たちの50%ぐらいの中には、学校の音楽発表会で本人が参加されたり、参観で親御さんが参加されたりという形が多いと思うので、そういった方たちが利用される時に、JR津田沼駅であれば市内のどの地区からもバスが出ており、また、中学生は自分たちで現地集合ということもあるので、そういったことも配慮いただけると、皆さんに利用いただけるのではないかなと思う。

3点目はパイプオルガンについてである。文化ホールをあまり利用しない立場からすると、パイプオルガンの維持にこれだけのお金を使うことに皆さんが必要性を感じるのとはなかなか難しいのではないかなと思うのが本音だと思う。ただ、私自身は、文化の継承ということが経営効果だけで測れないということも理解できる。音楽発表会で文化ホールに行った際、他の方が、習志野市には習志野文化ホールという特別なものがあると誇らしく話してくださり、その日、パイプオルガンの演奏を聴くことができた。文化を大切にしている街に住むことができたことに感動したことを覚えている。文化の継承を成功させる鍵は、当事者が継承への強い思いを持って他の方たちを巻き込んでいけるかどうかだと思う。見本となるのが船橋市のアンデルセン公園である。公園の完成当時、周りの人にとっても、そこまで大事な公園といった感じではなく、行く人は行くのかなというぐらいの感覚であった。ただ、集客が難しかった時に、市の担当者が、冬場の料金を半額にしたり年間パスポートのようなものを作ったりと、すごく努力をされたとお聞きした。今は、あれだけ広い敷地を公園のボランティアで維持をされている。公園を継承したいという強い思いが他の方たちを巻き込み、結果的にトリップアドバイザーでテーマパークとして日本で3位に選ばれた。そして選ばれたことで、今まで公園を使ってこなかった方たちにとっても、その公園が船橋市にとって誇るべきものだと思えるきっかけになっているのではないかなと思う。文化ホールのパイプオルガンの維持についても、ボランティアの方たちにパイプオルガンを弾いていただいてそれを公開するであるとか、年間パスポートのようにして練習鑑賞機会を皆さんに提供するなど、資料にも多数のアイデアが記載されている。それらのアイデアについて行政の中で強い思いを持った方がいない限り、なかなかご理解いただくことは難しいと思うので、その覚悟でやる意志があるかどうかだと考える。

三代川委員：

P T Aの立場から申し上げれば、文化ホールの利用は学校利用が多い部分があり、管弦楽をはじめとする部活動や保護者の方からも、文化ホールがない間どうするのかという心配の声が聞こえてくる。音楽のまち習志野ということも踏まえた中で、工事期間中

の対応策など伺いたい。

藤原課長：

文化ホールについては、JR 津田沼駅南口の再整備の状況を受け、令和5年3月31日をもって休館する。今後の再整備の状況によっては、閉館という形をとることになる。越川課長から説明があった通り、令和7年度以降から解体着手を予定しているということである。令和5年から新たな文化ホールが立ち上がるまで長ければ6年から8年というスパンで、休館・閉館することとなる。教育委員会としては、ホールがない期間、学校教育や文化芸術活動など、音楽のまち習志野としてこれまで築き上げてきたもの、皆様の活動や子供たちの活動をしっかり支援していかねばと考えている。基本的には、市民ホールや学校の体育館など使えるものは利用していただき、かつ、大規模な演奏会等で近隣市のホールを使っていくということもあろうかと思う。そういったことは教育委員会で近隣市とも調整しながら活動をしっかり支援できるように考えていきたい。

村瀬委員：

以前、文化ホールが使えない期間があったが、ホールで行っていた学校行事のため他の施設を探したり学校の体育館で行ったりと、かなり苦労した経験があるので、ぜひご支援をいただければと思う。また先ほど、文化ホールは一般の方にはあまり使われないという話があったが、やはり音楽関係で使っている方や子ども達・保護者の方が多く、その方々にとっては非常に使い勝手が良い。逆に言えば、その方々のためだけに使っているというイメージができてしまっているとも考えられるので、先ほど、防災機能等を含むスペースというお話もあったが、そのようなことにも使えるということを是非広報していただけるとありがたい。

三浦委員：

千葉市の市民会館は駅から多少離れているが、今の習志野文化ホールは JR 津田沼駅の直近にある。先ほど、市民利用が6割という話であったが、裏を返せば残り4割は興行関係だと思う。そのあたりも踏まえ、多くの興行を呼び込める施設、文化ホールならば、良いホールだから行きたいな、と思えるようなホールをつくっていただきたいと思う。それが市民の誇りになり、また JR 津田沼駅前の賑わいの創出に繋がると思う。

資料にも記載があったが、11 トントラックが搬入口まですぐ入れるということなどは是非必要であるし、今はホールの席が狭いということも聞く。映画館などはやはり席の間隔に余裕があるし、シートそのものも良い。今後何十年も使っていくことを考えれば、交互に椅子が並ぶとか、座の間隔が広めであるということも必要だと思う。ケチらずに、良いホールなのだ胸を張って近隣の方や他県の方からも来ていただけるようなホールを作っていただけたらと思う。また、細かい話でいうと、リハーサル室を使おう

と思っても上の舞台まで響くため、リハーサル室を使うことができないということを開く。そのような点も配慮していただきたい。別な形でリハーサル室を作ることでリハーサル室だけの貸し出しということも当然可能だと思う。そのように、できるだけ多角的に多機能で使えるよう作っていただけたらと思う。

藤原課長：

教育委員会としても文化ホールを運営している中で、利用する方々から、バリアフリーはもちろん、リハーサル室の使い方の部分であるとか、多目的に使えるように等、多数ご意見をいただいている。リハーサル室については、現状ではホールを使わないと使えないということもあり、実際あれだけの部屋が、ホール利用のない日は誰にも利用されていないという状況もある。そういったことも含め、質が高く市民が誇れるホールになるよう、教育委員会としてしっかりと意見を申し入れていきたい。

澤田委員長：

私が所属する習志野第九合唱団は文化ホールでこけら落としをして以来、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった1年を除いて43回、ずっと続けさせていただいており、近隣を見ても、そこまで続いている第九合唱団はないと思う。今年の12月16日の第44回を最後にホールが閉まるということで、その後どうなるか大変心配しているところであるが、これまで皆さんのご協力をいただいていたこの演奏会を何とか続けたいというふうに皆が思っており、休館中も何とかご支援いただきながら続けられるように頑張っていきたい。また、私どもの第九合唱団だけでなく、いろんな団体がそういう状態であるので、行政のご支援をお願いしたい。

協議（2）秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針（案）について

澤田委員長：

協議（2）秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針（案）について、事務局から説明をお願いする。

長谷川主幹：

秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針（案）について概要を説明する。

1ページに1. 方針策定の目的を記載している。再整備後は、秋津野球場、サッカー場を一定規模の大会ができる機能を維持することはもちろん、誰もがスポーツを楽しむことによって、心身ともに健全になり、健康の維持増進、体力向上を図り、豊かなスポーツライフを実現する施設とする。また、秋津野球場、秋津サッカー場を本市のスポーツ振興のシンボルとすると共に、従来の用途以外にも利用用途を広げていくことで、将

来にわたって市内外の多くの人を訪れ、交流する施設とすることを目的とする。

4 ページに再整備の方針を記載している。目指すべき秋津公園内スポーツ施設像を「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」とし、施設目標を、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの象徴となる施設とすること、地元の企業や団体が定期的にイベントを開催するなどオール習志野で盛り上げる施設とすること、収益性を高め、持続可能な施設とすること、市外の人も訪れる施設とすること、の4点を掲げている。また、3. 整備方針として、長寿命化改修、人工芝化、みるスポーツのための整備の3点を掲げている。

7 ページには、サッカー場は建築後 39 年、野球場は建築後 37 年を経過しており、全体として各種設備が老朽化しており、亀裂や欠損が各所に散見される状況を記載している。

10 ページには、既に適切に補修をしているが、数年前にコンクリート片が落下したときの状況を記載している。なお、現在でも内壁や外壁にも劣化が見られる。

11 ページには、サッカー場のトイレは和式で経年の汚れの状況を記載している。

14 ページに天然芝グラウンドの課題を列挙している。現在は良好な天然芝を維持するための養生や整備の日として、野球場では年間 150 日以上、サッカー場では年間 200 日以上、一般の市民が利用できない日となっている。さらに、天然芝の状態を維持するため、練習での使用を認めていない。サッカー場では1日の利用を1試合のみに限定している。

15 ページの(2)スポーツ施設の稼働率の向上と収支の改善について、本市のスポーツ施設の予約では、各種大会等の円滑な実施のための優先予約の制度を設けており、更に秋津サッカー場では、天然芝を維持するために利用制限もしている。アメリカンフットボールやラグビー等の多種目のスポーツ団体が増加しており、秋津サッカー場の利用要望があるが、十分に対応できていない状況である。

16 ページ以降に整備の概要として大きく3点記載している。1点目は、老朽化が進んでいることから、その改修を行うこと。2点目は野球場とサッカー場のグラウンドの人工芝化を行うことであり、これまで、秋津サッカー場は、サッカー日本代表やなでしこリーグなどの日本のトップ選手たちに利用されてきた。トップ選手が使用してきた付加価値や天然芝の希少性、健康面や環境面への影響といった観点から、秋津サッカー場利用者からは、現状の質の良い天然芝維持への要望もあるが、昨今の環境変化により、今後、トップ選手による秋津サッカー場の利用は大幅に減少し、併せて付加価値も減少することが見込まれる。健康面や環境面への影響については、神奈川県、埼玉県、千葉県 of サッカー団体において人工芝が選ばれている現状を記載している。利用機会を拡大するためのグラウンドの人工芝化については、11月の本市スポーツ推進審議会では、賛成する旨の御発言をいただいている。天然芝を人工芝に変更することで、1日に複数回の試合をすることや、練習での利用も可能とすることによって、野球場の利用が1.5倍

に増え、サッカー場の利用が3倍に増えることを見込んでおり、これが本方針の最大の効果であると考えている。3点目は機能向上であり、野球場の改修を契機に、野球場の両翼拡張を検討しているが、これは、高校野球が開催される他市球場と比較し、大規模改修をした他市の野球場と同様に、硬式野球に対応した野球場としようとするものである。秋津サッカー場では、アメリカンフットボールチームのオービックシーガルズがホームゲームを開催しているが、多くの観客が来ることから、現在の観覧席数では不足している。一方で、観覧席の利用回数はそれほど増えない見通しであり、このことを踏まえ、現状では仮設バックスタンドのスペースの確保を行う。

24 ページから 26 ページに、再整備後のイメージを掲載している。

27 ページに再整備後の運営計画について記載している。現在の利用に加え、スクールや教室、練習での利用、サッカーや野球以外の多種目での利用を認め、更なるスポーツ機会拡大を図る。また、再整備を機に、多種多様な使い方ができる施設であることを市民に知っていただけるような施設名称への変更を検討する。また、28 ページの(2) スポーツ利用以外の活用として、スポーツを推進することと同時に、スポーツをしない方々や地域の方々に愛され、利用される施設とするため、スポーツに関心のない人も親しみ交流できる施設となるよう運営する。また、地域の方々への配慮の取り組みも必要であることから、地域住民に親しまれる施設へ生まれ変わると共に、施設の活性化に伴う騒音及び渋滞への対応を強化・徹底する。

31 ページに事業手法を記載している。従来手法、PFI手法、コンセッション方式を検討したが、コンセッション方式は難しいと認識している。

34 ページに事業スケジュールを記載している。従来手法とPFI手法を併記しており、来年度以降、事業手法を検討することとなる。

方針策定までの今後の予定としては、3月に予定されている教育委員会会議で議決をいただき、本年度内での教育委員会としての基本方針の完成を予定している。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

合志委員：

12 ページに使用されていない諸室として厨房と和室があげられているが、これらのスペースは今後どうなるのか。

長谷川主幹：

厨房はなくす方向、和室は床張りの洋室のような形を考えている。具体的には、ヨガや健康体操、あるいは控室としての利用など、多目的な利用ができる一般的な部屋がいいと考えている。

合志委員：

この地域の防災の場所はどこになるか。

長谷川主幹：

小学校が避難所に指定されており、秋津サッカー場は一時避難場所に指定されている。

合志委員：

新しいものを建設するときには、今後は防災のことを外しては考えない方がいいのではないかと、いつもご提案させていただいているところである。基本方針（案）には、地域の方々がスポーツ以外でも使える場所としたい旨の記載がされているので、そのことを鑑みれば、災害時に使えるキッチンのなものや避難しやすい和室など、何らかの防災機能としての場所をどこかに残しておいた方がよいのかなと思うがこの点についてはどうか。

長谷川主幹：

今後整備しようとしている多目的な利用ができる部屋においても、災害時に避難者が避難できるように、ということはしっかり考えていきたい。

合志委員：

公共の場として新たに建設するものであるので、スポーツ以外にもその地域の方々にご理解いただける場所となるように考えていただければと思う。

田尻委員：

これまでスポーツ等で利用する際は、天然芝ということで非常に気を使って利用させていただいた。人工芝に変えるときに、一部の天然芝は多目的広場に使われると思うが、残りの天然芝はどのように使う予定でいるのか。

長谷川主幹：

良質な天然芝であるということは、今の利用団体の方も誇りに思っているから、なるべく生かす形で考えていきたい。多目的広場に動かせれば動かしたいが、ほかの場所としては現段階では具体的には考えていないため、検討課題とさせていただく。

田尻委員：

もったいないので検討してもらいたい。

合志委員：

19 ページに、高性能な人工芝も今はたくさん出てきていると記載がある。人工芝の値段もピンからキリまでであると伺ったことがあり、高性能なものはそれなりの値段がすると思う。習志野市ではこの点、人体に影響のない、ということを基準に考えているのか。

長谷川主幹：

この基本方針（案）においては個別具体の検討までは進んでおらず、芝の選定もこれからの作業になる。現在は天然芝で、サッカー日本代表が使えるくらい良いグレードのものであるので、団体さんの意向もしっかりと確認した中で、人工芝に変えても皆さんに満足していただけるようなグレードのものを選定していくべきであると考えているが、費用面も踏まえ総合的な判断になる。

合志委員：

健康面に芝の質が直結するという点をニュースで見たことがある。子供たちも使う施設であるので、重要課題としていただければと思う。

長谷川主幹：

人工芝のサッカー場は、今では一般的なものとなってきているので、人工芝が出始めた頃の安全性と比較するとだいぶ向上しているものがほとんどであると認識している。

三橋課長：

人工芝の検討にあたり、生涯スポーツ課で県内・県外の施設を訪問し、どのような対応をしているかを視察してきた。またメーカーの各社ともお話をさせていただき、どのような商品があるのか、また、安全性においてどのような対策をとっているのかもヒアリングした中で検討を進めている。人工芝だけでなく、その下のアンダーパットという商品によって衝撃を吸収できることや、暑さ対策、さらに環境面の話、金額面との兼ね合いなど様々な点に配慮しながら、最終的な設計に反映できればと考えているので、委員ご指摘の点も踏まえて今後整理したい。

田尻委員：

野球場ではピッチャーマウンドからホームベースまでの距離は、少年野球と大人の野球で違うと思うが、人工芝の場合はマウンドの山はどのようにする予定か。

長谷川主幹：

基本的には内野と外野を人工芝にするが、ピッチャーマウンドの周りとベースの周り

は人工芝ではない素材になる予定である。

三橋課長：

なお、少年野球の場合はマウンドが不要であり、前から投げる形になる。また、ソフトボールについては、ソフトボール用のセットが販売されているため、それを敷く形になる。

三浦委員：

今、健康面や体への衝撃面についてのご説明をされた。一方、環境面では、2020年に行われた実証実験で、国内の河川や港湾計120地点中112地点においてマイクロプラスチックが採取され、そのうち23%を人工芝の破片が占めるという結果であった。そういう面での環境負荷の少ない人工芝を、各社が開発していると思うので、ぜひその点も考慮していただきたい。

長谷川主幹：

メーカー各社へのヒアリングの結果、各社とも環境面についても取り組んでいたため、それらを踏まえた中で、しっかりと検討していきたい。

協議（3）生涯学習施設改修整備計画の見直しについて

澤田委員長：

協議（3）生涯学習施設改修整備計画の見直しについて、事務局から説明をお願いする。

藤原課長：

生涯学習施設改修整備計画は平成25年10月に策定した。少子超高齢化社会の進展、人口減少社会の到来といった社会状況の変化の中、本市においても、高度経済成長期に建設された公共施設が老朽化してきており、建替えや改修などへの対応が大きな課題となっている。将来世代へ負担の先送りをしない持続可能な財政運営が求められる中で、新たな時代に向けた本市の生涯学習の実現に必要な公民館や図書館などの社会教育施設、体育館や野球場などのスポーツ施設など、教育委員会が所管する施設の改修整備の方針を決めた計画である。

平成25年の策定以降、見直しは行っておらず、その間に市全体において、習志野市公共施設等総合管理計画、第2次公共建築物再生計画が策定されている。また施設の状況についても変化が生じていることから、これらとの整合性を図るため、本計画の見直し作業を現在進めている。その内容についてご説明をし、ご意見をいただきたい。

はじめに平成 25 年 10 月に策定した生涯学習施設改修整備計画の概要をご説明させていただきます。

1 ページ目、生涯学習の目指す姿を記載している。今後は公共施設にとらわれない事業の創設や、住民自らが自立して課題解決できる仕組みづくりの推進など、市民、NPO、ボランティア、事業者と行政が連携を図りながら事業を実施する「公民連携」による生涯学習推進が必要と考えているということを、生涯学習の目指す姿としている。

2 ページ目、公民館、図書館等の社会教育施設について記載している。計画策定当時、平成 26 年度から平成 50 年度の 25 年間で建て替えの必要がない施設は、施設も機能も現状維持していくこと、また、公民館などの集会施設を統廃合する場合は、施設を中心とした半径約 2km、徒歩 30 分圏内の円で市内を四つのエリアに分けて、拠点施設を配置することとしている。エリア分けについては最終ページに地図が載っている。また、廃止する施設は建物の構造的劣化による物理的耐用年数までは使用すること、施設維持のための大規模改修を行わず緊急対応の修繕のみとすることを記載している。これらが生涯学習活動を推進する上での必須条件ということに記載している。

5 ページ目に、スポーツ施設について記載している。今後新たなスポーツ施設は建設しないが、現袖ヶ浦運動公園内のスポーツ施設については、袖ヶ浦スポーツゾーン構想として改修整備をしていくこと、また、既存施設については十分な改修を行い、今後も継続使用するという方針が記載されている。

7 ページ目に、放課後児童会についての記載があるが、当時、教育委員会の青少年課で担当していたもので、現在は、市長事務部局のこども部児童育成課で担当をしている。

8 ページ目に、この計画について、市全体の公共施設再生計画の生涯学習施設部分に、内容を反映していただくよう、市長に申し入れたということが記載されている。

以上が、平成 25 年 10 月に策定した計画の概要となる。

次に、見直し案について、資料に基づいてご説明する。まず、社会教育施設については、現状の機能を維持することを基本とするが、公共施設等総合管理計画の基本方針に則り、持続可能な都市経営のため総量圧縮及び長寿命化を図っていきたい。

①の公民館は、社会変化に対応し、新たな時代の生涯学習に向けた魅力ある公民館となるため、施設利用や事業の充実を図る。菊田公民館は機能集約するが、現在の機能をどのような形で引き継いでいくか検討していく。実花公民館は、実花小学校にあわせ長寿命化改修を行う予定であるが、東習志野地区の生涯学習拠点として総合教育センターとの複合化を検討する。

②の図書館は、中央図書館を除く 3 図書館について改修・複合化時に閲覧スペースの拡大や学習・視聴スペースの確保、バリアフリー対応等の機能向上を図る。東習志野図書館は総合教育センターとの複合化を行うこととしている。

③の富士吉田青年の家は、社会変化に対応し、新たな時代の青少年健全育成に資する施設として、施設のあり方及び運営方法を検討する。

④として埋蔵文化財を保存・展示する機能を拡大するため、施設の複合化等の際に新たなスペースの確保を図る。

⑤として、習志野文化ホールは市長事務局と協議しつつ、音の響きを重視した多目的ホールとして、1,200 から 1,500 席規模の市民の文化活動を支える、誰もが利用しやすい本市の文化芸術振興の重点拠点として機能維持を図る。

以上を基本的な方針としたいと考えている。

下段の表に、各社会教育施設等について、整理している。見直しの内容を記載しており、基本的には、第2次公共建築物再生計画の内容に整合するかたちとなっている。一部、実花公民館、東習志野図書館については、先ほどご説明したとおり、総合教育センターとの複合化を検討していくことを考えている。第2次公共建築物再生計画においては、東習志野小学校に、総合教育センター、実花公民館、東習志野コミュニティセンター、東習志野図書館を複合化するという計画となっている。しかしながら、東習志野小学校も現在、870名以上の生徒がおり、今後も生徒数が維持されていく状況があるため、これらの施設を複合化するには厳しい状態ということである。一方で、同じ東習志野地区にある総合教育センターも老朽化が進んでおり、こちらの再整備も教育委員会としては課題になっている。その中で、実花公民館、東習志野図書館、東習志野コミュニティセンターを、現在の総合教育センターの場所に新たに複合化をして再整備していくことを検討していく。ただし、実花公民館は2026年に実花小学校の長寿命化改修が行われる予定であり、その時に合わせて長寿命化される。そういう意味では実花公民館は当面は現在の位置で運営をしていくことになろうかと思う。

次に、スポーツ施設については、適切な改修と点検を行い、長寿命化を図っていく。屋外施設の設備についても適宜対応していくとしている。

①として老朽化が深刻な秋津野球場・サッカー場は早期に長寿命化改修を実施し、利便性の向上と利用用途の拡大を図っていくとしている。

②の袖ヶ浦運動公園内のスポーツ施設については、袖ヶ浦体育館の建替え時に、袖ヶ浦スポーツゾーン構想として、武道場等の新たな機能を追加した上で再整備を図っていくことを考えている。

下段の表に、スポーツ施設について整理している。

秋津サッカー場・野球場について、施設の老朽化が深刻ということで、2033年に長寿命化の工事が予定されているが、それを前倒して実施したいという考えである。

秋津テニスコート以降の記載部分については、人工芝や照明器具など、建物ではないが計画的に改修・更新をしていかなければならないが、それについては現在の計画上に記載がない状況であったため、今回の見直しに合わせ、計画上に位置付けていこうというものである。

その他、現在の計画には、既に機能集約をした屋敷公民館や、ゆうゆう館、また、市長事務局に移管済みの東習志野コミュニティセンター、谷津コミュニティセンター、

放課後児童会といった記載が残っているため、これらは計画から削除する。

以上が、見直しの内容である。

今後の予定として、今日ご意見をいただいた上で、今年2月3月で、公共施設の再生等を担当している資産管理課等と調整し、最終的な計画方針案を定め、3月の教育委員会会議で審議いただこうと考えている。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

田尻委員：

実花公民館については、体育館の下に位置する施設であるが、資料によれば2026年に改修されるということか。

藤原課長：

そのとおりである。2026年に実花小学校全体の長寿命化改修が行われるため、公民館が入っている建物もそのときに改修される予定になっている。

田尻委員：

体育館も改修されるということか。

石橋係長：

体育館等も含めた全体が2026年に改修予定である。

田尻委員：

体育館の照明があるところの壁が剥離してきたりして危ないという状況も伺っている。

村瀬委員：

かなり古くなっているため何らかの対応が必要であると考えており、この点は教育委員会教育総務課に申し入れ済みである。

藤原課長：

今ご意見いただいた件は、長寿命化とは別に、子供たちの安全確保として必要であるため、早速、こちらからも担当課である教育総務課に伝えさせていただく。

田尻委員：

実花水泳プールが削除と記載されているがどういう意味か。

三橋課長：

既に私ども生涯スポーツ課の所管からは外れており学校施設になっているため、生涯学習施設改修整備計画からは削除する、という意味である。

三浦委員：

谷津公民館が 2033 年まで存続、その後、谷津コミュニティセンターや谷津図書館と複合化されるということか。

藤原課長：

谷津公民館は谷津コミュニティセンターや谷津図書館と複合化する予定はない。谷津公民館については、2033 年に長寿命化ということになるため建物自体は現在の場所に残ることになる。

三浦委員：

谷津コミュニティセンターの稼働率が高く、また谷津公民館の稼働率も市内では高い方であると聞いており、図書館も回転数が高い状態であるので、それらを一つにまとめたら、ちょっとやっていけないのではと思ったため、そうではないと聞いて安心した。

藤原課長：

今委員のおっしゃった通り、奏の杜地区の開発に伴い住民が増え、谷津コミュニティセンターや谷津図書館の利用は伸びており、また谷津公民館も非常に利用されているという状況であるため、しっかりと機能を維持していくよう考えている。

三代川委員：

長寿命化で 30 年ぐらい建物の寿命が延びると聞いている。その間に、次のことを考えるということになるのか。

藤原課長：

建て替えとなると大きな予算が必要となるため、長寿命化をして建物を維持しつつ利用を継続していくというのが基本的な考え方となるので、その先の部分は改めて建て替え等を含め検討されることになる。

村瀬委員：

複合化という形で考えられている施設がいくつかあると思うが、複合化したときに、それを受入れるだけの施設の規模が必要という問題があると思うがどのように考えるか。

藤原課長：

近年で言えば、大久保地区の公共施設再生事業という形で、公民館を例に出せば、屋敷公民館と大久保公民館、また類似施設でゆうゆう館、これら施設でサークル活動を行っていただいていたが、今は中央公民館に来て活動していただいている。このときも複合化に際し、利用状況を把握した上で、必要な部屋数や面積、こういったものを用いて複合化した。今後複合化する施設についても、しっかり対応できるような形の施設規模で整備したいと考えている。

村瀬委員：

今、新型コロナウイルス感染症対策のための人数制限がなされている中、子どもを対象としたいろいろな講座がすぐに定員に達してしまうという状況がある。公民館で学びたい、活動したいという子ども達も多く、それに伴って保護者の方も公民館に期待するものは大きいと感じているので、そのあたりを充実いただけるようお願いする。

三浦委員：

菊田公民館は 2032 年に機能集約で廃止になるとあるが、周辺に代替機能の確保を図るということで、公民館としては残さないと理解してよいか。

藤原課長：

現計画においては、公民館という形では残さない。ただ、今菊田公民館が担っている機能については、周辺に代替の確保ということを検討していきたい。

三浦委員：

コミュニティセンターでは講座はあまり開かれていないと認識しているが、公民館では 2 歳児親子ふれあい講座、3 歳児家庭教育学級、小学生向けの講座などが開催されている。今の話では、代替機能はコミュニティセンターのような部屋貸し業務という形になり、社会教育活動に対して積極的に働きかけをするような活動はしないということか。

藤原課長：

サークルが活動する場所という意味での代替機能や、講座をはじめとした市民の学びの場の代替機能ということで言えば、菊田公民館が廃止になった後は、中央公民館が中

心になって、例えば市役所や町会の集会所で開催するなど、公民館が地域に出向いて講座を開設していく方向に今後変更していくことを考えており、決して学びの場や講座がなくなるということではない。

三浦委員：

例えば、現在の生涯学習施設改修整備計画の地図を見ても、菊田公民館や市役所付近は、3つの円の端にあたり、他のどの生涯学習施設に行くにも少し遠いと感じている。小さいお子さんを抱える人は近くでないといけない人が多いと思うので、その点も配慮して、どんどん地域に出ていき、そのような方たちが講座に参加する機会が確保されるようにしていただきたい。

第4 報告

報告（2）指定管理者の指定について（東習志野図書館、新習志野図書館及び谷津図書館）

澤田委員長：

報告（2）指定管理者の指定について（東習志野図書館、新習志野図書館及び谷津図書館）は、事務局からの説明は省略するが、前回の会議において指定管理者の候補者決定の報告を受けている件について、市議会で議決され正式に指定管理者に指定されたことの報告である。質疑や意見はあるか。

（質疑等なし）

第5 その他

澤田委員長：

事務局から連絡等があれば、お願いしたい。

（事務連絡等なし）

澤田委員長：

以後は、非公開事項となる。傍聴者は退席していただく。

第3 協議

協議（4）指定管理者制度の更新について（新習志野公民館）

澤田委員長：

協議（４）指定管理者制度の更新について（新習志野公民館）、事務局から説明をお願いする。

河栗館長：

新習志野公民館の指定管理者の指定期間が令和４年度末をもって満了となることに伴い、次の３点を方針とするものである。１点目が、指定管理者制度を更新して管理運営をすること。２点目が、指定管理者は公募により選定すること。３点目が、指定管理期間は３年とすることである。

新習志野公民館の指定管理の状況及び平成２７年度からの実績については、資料に記載の通りである。

更新方針の理由について資料に記載している。

①として、指定管理者制度の更新について、指定管理者制度導入の求められる効果である、サービスの拡大及び経費の削減が図られていることから、令和５年度から指定管理者制度を更新するものである。

②として、公募について、第１期、第２期ともに、公募による募集を行っており、公募することで複数の事業者による応募が期待され、より質の高い維持管理や来館者へのサービス提供が期待できることから、公募による募集とするものである。

③として、指定期間について、部内検討委員会にて複数案を提案し、検討した結果、令和３年度から新たに指定管理者制度を導入した実花・袖ヶ浦・谷津公民館の指定期間と、新習志野公民館の指定期間を令和８年度からそろえることにより、複数のメリットが期待できることから、習志野公民館の次期指定期間を３年とするものである。

まず指定期間をそろえることによって生まれるメリットについて、公民館同士での人材交流が可能となることや、統一的な教育を提供していくことができること、緊急時の連絡指示、情報の伝達が円滑に行えること、モニタリングに係る調査委託などの費用が削減できること、更新に係る手続きが１回に集約されることで職員の事務量も削減できることがある。

次に、指定期間を３つの案に分けて検討した。案１は、指定期間を５年とする案で、特にメリットがない一方、指定管理者を一括募集するスケールメリットが見出せないとともに、指定管理者の更新時期がずれ続けることによって、指定管理者更新の事務手続きを簡素化することができない。案２は、指定期間を３年とし、令和８年度から指定期間をそろえる案で、先ほど説明したスケールメリットを最短で実現できる。デメリットとしては、指定期間が短くなることで、事業効果や経費削減効果が若干低くなることである。案３は、指定期間を８年とし、事業効果、経費削減効果を生むが、制度導入の市の指針においては、指定期間５年以上とするには特段の理由がある場合に限るという制

約があり、この案では指定期間を延長する特段の理由がない。

これらの案を検討した結果、一括募集するということによる様々な効果が得られることから、案1ではなく、指定期間を変更した方がよいということ。その場合、案3では、指針で示されている標準期間の5年を超える特段の理由がなく、さらに、迅速にスケールメリットが得られる方がよいとの判断から、案2の、指定期間を3年とする提案とすることとなった。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑等なし)

協議(5) 令和4年度社会教育関係団体に対する補助金(案)について

澤田委員長：

協議(5) 令和4年度社会教育関係団体に対する補助金(案)について、事務局から説明をお願いします。

藤原課長：

令和4年度社会教育関係団体に対する補助金案について、今後、市議会で予算案を審議いただくものとなる。基本的には、今年度と同額の補助をしていく考えであり、その中で金額が今年度と違う団体について説明させていただくと、習志野文化ホール、スポーツ振興協会については、人件費の関係等もあり金額が変動している。また青少年相談員については、委嘱される相談員の人数が減ることから、今年度に比べ補助金額が減少している。青少年補導委員連絡協議会については、令和2年に設立50周年を迎える中で記念誌の発行を今年度の事業として取り組んでいるが、それが完了するため、来年度は補助金が従前の内容に戻る。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑等なし)

第4 報告

報告(1) 令和4年度生涯学習部予算(案)の概要及び主要施策別重点事業について

澤田委員長：

報告（１）令和４年度生涯学習部予算（案）の概要及び主要施策別重点事業については、事務局からの説明は省略するが、前回の会議で報告を受けた予算案の内容で市長に申し入れを行っており、その結果、資料に記載の内容で市議会に提案しようとするものである。質疑や意見はあるか。

（質疑等なし）

澤田委員長：

これをもって、令和３年度第３回習志野市社会教育委員会議を閉会する。